

○滝川市環境市民委員会規則

制 定 平成 16 年 9 月 29 日 規則第 28 号

改 正 平成 18 年 6 月 28 日 規則第 56 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、滝川市環境基本条例（平成 16 年滝川市条例第 18 号。以下「条例」という。）第 30 条の規定に基づき滝川市環境市民委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公募により選出する委員の数)

第 2 条 委員会の委員（以下単に「委員」という。）のうち、条例第 28 条第 3 項の規定により公募により選出する委員の数は、2 人以上とする。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長それぞれ 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

(関係者の出席要求等)

第 6 条 委員会は、委員会の運営上必要があると認めるときは、関係機関の職員その他関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、市民生活部くらし支援課において処理する。

[平 18 規則 56・一部改正]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる委員会は、第 5 条の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成 18 年 6 月 28 日規則第 56 号）

この規則は、公布の日から施行し、（中略）第 6 条による改正後の滝川市環境市民委員会規則（中略）の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。